



Title	「長能私記」逸文攷：『塵荊鈔』の位相
Author(s)	松原, 一義
Citation	詞林. 1999, 26, p. 1-15
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67435
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

「長能私記」逸文攷

—「塵荊鈔」の位相—

松原 一義

序

例えば、「塵荊鈔」によれば、次のような記事が見える。

和歌ヲバ長能ガ私記ニモ、五形ノ躰也。詞ニ出ヲ躰トシ、
心ニ識ヲ徳トス。春ノ林東風ニ動キ、秋虫ノ北露ニ鳴モ、
皆和歌ノ躰也ト云ヘリ。¹

この「長能ガ私記」については、現存する伝本がなく、その実体がよくわからない。しかしながら、「冷泉家草子目録」によれば、「伊勢物語注」、「知顯集」にはじまる五十三種の「伊勢物語」関係の書が指摘でき、その中に、この「長能私記」の名が見えているのである。この「冷泉家草子目録」は、冷泉為久が「以文保之比筆跡、写留了」と奥書に記しているように、文保の頃の冷泉家の主にあたる藤原為相（二二六三—一三二八）の蔵書目録だと思われるが、この五十三種のうち、現在残っているものは皆無に等しいのであり、「知顯集」が現在のそれと関係があるということの他は、空をつかむがごとく、実体を捉えるすべもないのである。²

本稿は、その「長能私記」の逸文を検討することによって、その実体にせまり、併せて、「塵荊鈔」の位相をも明らかにしてみようとした試みの一報告である。

一 八代集の根源

1 「能基」のこと

この「塵荊鈔」の「長能ガ私記」と似た内容を示すものをあげると、まず「古今和歌集序聞書三流抄」（以下「三流抄」と略称する）の記事が指摘できる。

長能之私記ニ云、和歌ハ五行躰、詞ニ書ヲ躰トシ、心ヲ知ルヲ徳トス。春ノ林ノ東風ニ動キ、秋ノ虫ノ北露ニ啼モ、皆、是、哥ト見ヘタリ。和歌ノ躰也ト云。³

これとほぼ同じ記事が、伊達文庫蔵「古今和歌集詠訓」（伊九一一・三三一九）にも見える。

この「三流抄」とは、「古今に三の流あり。一に定家、二に家隆、三に行家」という書き出しで始まるのが大きな特色で

ある。伝本は多いが、東京大学蔵本にのみ、「弘安九年十二月十八日古今序談義畢。定家余風。能基」とあるところから、藤原為顕の弟子能基の手になったものとされている。この能基については、「金剛仏子阿闍梨能基」とも称され、「伊豆山密厳院法印覚玄」に師事したという説もあり。特にその宮内庁書陵部蔵「金玉双義」所載の「古今和歌集師資相伝血脉譜」の能基の注記には、さらに「住伊勢国」とも見え、彼は東密の僧として関東に痕跡を残し、あるいはまた伊勢にも住んだことがあるらしいのである。

その「三流抄」の説は、謡曲をはじめ、「曾我物語」、「太平記」などにも影響を与えており、謡曲「高砂」によれば、次のような記事が見える。

しかるに長能が言葉にも、有情非情のその声、皆歌に漏るる事なし。草木土沙、風声水音まで、万物のこもる心あり。春の林の、東風に動き、秋の虫の、北露に鳴くも、皆和歌の姿ならずや。なかにもこの松は、万木にすぐれて、十八公のよそほひ、千秋の緑をなして、古今の色を見ず、始皇の御爵に、あづかるほどの木なりとて、異国にも、本朝にも、万民これを賞翫す。

この「長能が言葉」が、先の「長能私記」に相当するのではないかと思う。「謡言粗志」に次のような記事が見えるからである。

然るに長能か言葉にも

此二長能詞ト云ルハ此曲中二長能私記ヲコメテ作ルニヨリカク云也…中略…

春のはやしの東風にうこき秋のむしの北露になくもみな和歌のすかたならずや

長能私記云和歌ハ五行ノ体也詞ニ出スヲ歌トシ心ニ知レルヲ体ニモレス春ノ林ノ東風ニ動キ秋ノ虫ノ北露ニ鳴モ皆和歌ノ体ニモレズ有情非情共ニ歌ノ道ヲハオコス也ト云 北露トハ秋クレハ露ヒヤ、カニナリテ北ヨリ吹風ノイタク身ニシミ虫ノ声ヨハリ行ヲ北露ニ鳴トハ云ナリ

「長能私記」の語が二度にわたって見えており、この謡曲「高砂」がそれを引いていることは疑いがない。

「和歌は、五行の体也」とされるのは、そのような東密の僧の和歌観を反映してのことなのであるうか。この「長能私記」は、ほぼ同様な形で、能楽の詞章にも引かれ、「謡曲拾葉集」(寛保元年序、須原屋茂兵衛板)にも見える。

かくして、「三流抄」に見えた「長能私記」は、「塵荊鈔」、謡曲「高砂」、「謡曲拾葉集」などに引かれていくのである。

2 「玉伝」のこと

「三流抄」(二二九〜三三〇頁)には、さらに次のような記事が見える。

文徳天皇、天安元年正月廿八日二住吉行幸アリ。此時、

業平御伴ニ参ル時、玉壇ニ跪テ社頭ヲ礼シ奉リシニ、魂、天ニカケリ、惠風心ニ涼シ。此時、一首ヲヨミテ大明神ニ奉ル。

吾ミテモ久シク成ヌ住吉ノ岸ノ姫松イク世経ヌラ

此時、業平廿五歳也。此時、明神玉ノトボソヲ押開キ、赤衣ノ童子ト現ジテ、御返歌、

ムツマシト君ハ白波ミツガキノヒサシキ代ヨリ頌ノメテキ

此時、二卷ノ書ヲ業平ニタマフ。此書ヲ業平ガ二男在少將滋春ニ伝フ。此心ヲ長能私記ニ云、息男滋春ハ、父公之遺筆ニ加ニ一丁幼案。芹川ノ行幸ヨリ奥是也。和歌ノ奥義、好色之道ヲ伝ヘタル故也ト書ケリ。抑、滋春、両卷ノ内一巻ヲ伝ヘ、一巻ヲバ不レ伝。其一卷トハ、阿古根浦ヲバ伝ヘテ玉(伝)ヲバ不伝也。業平、天照太神ニ玉(伝)ヲ奉ル。業平ノ時ヨリ延喜マテ五代ノ朝ニ無也。五代トハ、清和・陽成・光孝・宇多・醍醐也。

天安元年(八五七)正月廿八日、文徳天皇が住吉神社に行幸し、業平がそのお供をした。時に廿五歳の業平が「吾ミテモ」の歌を詠むと、大明神が業平に二巻の書を賜つた。それが「玉伝」と「阿古根浦」の秘伝だった。業平はその「玉伝」を天照太神に奉り、「阿古根浦」を二男の滋春に伝授した。滋春はその「父之遺筆」に「一丁の幼案」を加えたというのである。

「長能私記」には、そのあたりの事情が語られているらしいのである。

これに対して、「古今秘事相承之来由」(仮題)にも、「長能私記」の名は見えないが、ほぼ同様の話が見え、その後、次のような記事が続く。

去程に、業平一期の後、玉伝をば大神宮へ奉納、阿古根をば二男の滋春に伝へたり。

かくて、延喜の御時に至て、御夢想の告に任せて、小車の錦の袋を大神宮へ奉りし、勅使、古き御袋を給りて帰り参りければ、彼袋の内に此玉伝あり。其時、帝を始めて和歌に大事有事をしろしめして、彼貫之らに仰せて、此集を撰給いて、此度の悦の奉幣とせられしとなり。

去程に、我見てもこの歌は、八代集の根源と申すにや。延喜帝は大神宮から授けられた「玉伝」により、貫之たちに命じて「古今和歌集」を撰ばせた。それ故、「我見ても」の歌を「八代集の根源」と称すべきだとするのである。

また、宮内庁書陵部蔵「玉伝深秘卷」(圖書寮、伏一―二五四)では、「長能私記」の名は見えないが、先と同様のことが語られ、その「玉伝」について、その後、「二條家」重宝(重宝トシテ他見ニヲヨボサル秘伝)となつたとされるのである。ちなみに、宮内庁書陵部蔵のもう一本の「玉伝深秘卷」(圖書寮、二二六―二七七)では、「二條家」を「一條家」としているが、これは、異伝と見なすべきであろうか。

さらに、「古今和歌集抄」にも、ほぼ同様な記事が見える。この「古今和歌集抄」では、明神が感応して返歌を詠み、二巻の秘書を業平に伝授したのは、「神の歌にめで給ふ証拠」だとし、「長能私記」の名は見えないが、その二巻の秘書に關しては、先の「三流抄」の説などの相伝關係を踏襲しながら、その後日談が、次のように具体的に記される。

延喜御時、内大臣兼隆勅使として参宮有し時、夢に太神宮彼書を醍醐帝に讓給ふと見てうちおとろけは、枕の辺に彼書有けるを取て帰洛して□而奏聞被申ければ、忝なく思召て御覽すれば歌曲以下おはします。其様に此集を撰して太神宮にまいらせ給ふ。

先の「古今秘事相承之来由」に見えた「勅使」が「内大臣兼隆」ということになるが、彼は、「公卿補任」などにも見えず、実在しない人物と見なされる。この「彼書」が「玉伝」であり、「此集」が「古今和歌集」ということになる。その「玉伝」ではなく「古今和歌集」が太神宮に献上される点、「三流抄」の説を一步進めたものとなっている。

そして、「塵荊鈔」上(二五四―二五五頁)には、次の記事が見える。

人皇五十五代文徳天皇道康、天安元年丁丑、住吉へ行幸ノ時、左近衛中将在原業平卿、供奉シ玉テ神前ニテ、我見テモ久ク成ヌ住吉ノ岸ノ妃松幾代経又覽ト詠給ヘバ、明神感応ノ余ニヤ、親、童形ト顕現シ一

首、

陸、シト君ハ知ジナ瑞籬ノ久敷キ代ヨリ祝イ初メテキト御返詠ヲ被下ケル時、業平卿恐惶トヲノ、キ、恭畏トヲソレ、稽首トウヤマイ、再拜トヲガミ給ヘバ、神殿ヨリ玉伝ト云秘抄ヲ親リニ玉リ、末代和歌ノ仙ト成給ヒ、次男少将蔭春ニ相伝ス。今時ハ阿古根浦口伝ト共ニ宮中ニ在トカヤ。

これにも、「長能私記」の名は見えないが、歌は、先の二書の「むつまじし」との歌の第二句の「しら浪」が「しらじな」と異同を示す程度で、ほぼ同じ内容になっている。秘伝の二書については、ここでは、「阿古根浦」ばかりでなく、「玉伝」をも、蔭春(蔭春)が伝授されたことになっている。

3 「長能私記」の和歌解釈

「弘安十年古今集歌注」には、次のような記事がある。

夏虫ノ身ライイタツラニナスコトモヒトツ思ニヨリテナ
リケリ

長能記中ニ云、不レ及恋焦レ身如レ望夏虫燈矣。玉虫ハ虫ノ中ノ女ニテ有ルヲ、ヨロツノ虫ノ思カケテ「寝」ト云ヘバ、「暗ニ火ヲ取テコヨ」ト云。サテ、万ノ虫、火ヲ取りニ来テ焼死也。此事、長能ガ私ノ註ニ見ヘタリ。此歌ハ、小町ヲ恋テ、大江ノ惟章ガ説也。

この歌は、「古今和歌集」巻第十一、恋歌一、五四四に所収

されている「読人しらず」歌群に見える。それをこの注釈書では、「長能ガ私ノ註」を引き、大江惟章が小町を恋して詠んだ歌だとするのである。

【毘沙門堂本古今集注】第三卷、羈旅「唐衣」の歌の注にも、次のような記事が見える。

此歌伊勢物語也。業平東へ下事シカラスト云リ。今ノ段ハ正ク下リタリト見タリ。何可ニ心得歎。又藤原長能私記ニモ心下ニ東海道言殘ニ奥国境ト云リ。此モクタラスト見タリ。アツマノ方ヘト云者実ノアツマニハアラス。東山ニ住ヲ云也。東ト云文字ヲハアツマトヨメリ。此ハ業平二条ノ后ヲ奉犯ニヨリテ勅勘アリ。東山白河関白忠仁公良房太政大臣ニアツケヲカル、ヲ云也。トモトスル人ヒトリフタリト云者、紀有常平定文等業平カ友タル故ニ、此事同意シタルラムトテ、同ク東山ニ被預置也。

ここでは、「長能私記」を引き、業平の東下りも、実は東国に下ったのではなく、二条后との許されぬ恋により、都の内「東山」に住むことを言うのであり、「東山関白藤原良房」に預けられたこととするのである。このあたり、「塵荊抄」のそれと同根の「伊勢物語難儀抄」にも、「あつまへゆかさるをゆきたるといふ事」という条があり、そこで次のように言う。

なりひら百日のしゆつしをと、められて、ならの京になかをかといふところに、は、のすむふるさとへつかはし

てうちこめられしを、あつまへはいかせられたりといふなり。

「東山」と「奈良の長岡」との相違は生じているが、いわゆる「東国」とは違うところが想定されている。

今治市河野美術館蔵「伊勢物語注 冷泉流」(二〇六一—七六)にも、次の記事が見える。

文集云、女、随レ男如レ靡若草之風一といへり。されは女を草といへはこ、に草の上とは后也。露とはなけく心也。長能私記云、歎如レ露命可レ消といへり。されは草の上の露は後の事也。

この注も、「文集」を引きながら、「長能私記」をも本説として、「草の上の露」に独特の解釈をしてみせる。なお、これとほぼ同じ記事が、蓬左文庫蔵「伊勢物語抄」、大津有一氏蔵「伊勢物語註解」にも見えている。

また、「定家流伊勢物語註」にも、次の記事が見える。

長能私記云、悲歎是多。二条后者今日悲不問啼泣潭深。有常娘者行留無人喚。

二条后と有常娘のことが記されているが、ともに業平の恋人であり、業平との別れを悲しむ記事となっており、同根の記事群であろう。

また、「弘安十年古今集歌注」(三七三頁)には、次の記事が見える。

長能記二後撰集ノ仮名序ヲ更テ書ク詞ニ云、大和詞始

蘇我ノ郷稲田姫_ニ發_リニ広原_ヲ海下照宮_ト云ヘリ。

現存「後撰和歌集」には、序文はない。その仮名序がかつて存在したのだらうか、大和詞のおこりを稲田姫に始まるとするのである。これについても、「塵荆鈔」下(四二頁)には次の記事が見える。

彼清地里ニ宮作、稲田妃ト住給シ時、八雲之詠在キ。此歌卅一字ニ文字ヲ定ムル始也。

この「弘安十年古今集歌注」(四〇一頁)には、さらに次の記事も見える。

知ト云ヘバ枕ダニセアネシモノヲチリナラヌ名ノ空ニ立ラン 伊勢

長能記云、引史記事_レ君_ニ候_レ臣者、以_ニ賢道_ヲ為_レ幸、苦_レ民_ニ侵_ス君_ニ其名立_ニ塵灰_一矣。此歌、寛平二年十月廿六日ノ歌合ニ誦也。

「長能私記」は、ここでは「史記」を引き、「古今集」六七六の歌の解説をしている。「寛平二年十月廿六日ノ歌合」は、「毘沙門堂本古今集注」では、「寛平十六年吹田ノ歌合ニヨメル也」ともするが、ともに「平安朝歌合大成増補新訂」第一巻_(B)には見えない。

この「弘安十年古今集歌注」(四四一頁)は、さらに「古今集」一七〇の歌について、次のように述べる。

カハカゼノス_シクモアルカウチヨスル浪トトモニヤアキハタツラン

秋立日トハ寛平九年ノ秋也。ウヘノヲノコドモトハ、躬

恒・貫之・友則・滋春等也。セウエウト云ニ三義アリ。源氏ニハ祝ヲ云。日本記・伊勢物語ニハアソビヲ云。古語拾遺ニハ王ノ恵ヲ云。源氏ニハ柏木ノ右衛門督ノ稚ヲ奉タリケレバ、セウエウノ日鉢ニウケ給ト云。セウエウトハ、祝用ト書リ。祝用ノ吉日ナド云ハ皆祝ヲ云也。古後拾遺ニセウエウトハ照耀ト書リ。是ハ國王ノ御恵ノ光ヲ云。長能ガ記ニハ、戴霜戴星雖_レ經_ニ六句_一未_レ遇_ニ照耀_一恵ト書リ。今、此古今ニ云所ハ、アソビノ義也。逍遙ハ古

今ノ義也。歌ニ義ナシ。これは、貫之の「かはせうえう」の歌であるが、その「せうえう」について、諸説をあげる。「長能私記」では、「照耀」と書き、「古語拾遺」と同じく「國王の御恵の光」の意味を示すという。

さらに、「弘安十年古今集歌注」(四四八〜四四九頁)には、次の記事もある。

タレミヨト花サケルラン白雲ノタツトハヤクナリニシモノヲ

此歌ニ、花サケルラントハ、大納言源昇、元慶六年九月廿日ニ薨テ、其年ノシハスニ、彼娘ヲ召テ内裏ノ上童トセントセラレケル時、シキリニメシテ装束ナドヲクリ給ケレバ、スマヒケレドモカナハデ、マイルトテ、ヨミテ奉ル歌也。タレミヨトテカカル榮花ノサケルラントテヨ

メリ。白雲ノタツ野トハヤクナリニシモノヲトハ、白雲ノタチアルル野トナリシ宿ト云事也。長能記ニ、文選ノ漢王ノ賦ノ心ヲ引テカケリ。白雲ハ昔跡燕昭之陵、紅葉今詠在林之家ト書リ。文ノ心ハ、燕ノ太子死給タリシニ、九里松野原ニ葬シ奉リタリシカバ、白雲常ニヲホヘリ。ソレヲシルシニテツカヘシ人々常ニ見テ歎ケルヲ云也。白雲ノタツ野トヨム、其心也。在林トハ在中将也。在原ノ在下、羽林ノ林トヲ取テ在林ト云也。是ハ、在中将、東五条ノ家ニカヘテヲカ、リニウエタリケルガ、近キ世マア枯レズシテ有ケレバ、家バカリ、主ハカハレドモ、其紅葉昔ニカハラズ。其事ヲ人モヲホク歌ニヨメリ。ソレヲ引テ長能モカケル也。此木、近キ世ニ焼失シテナシ。タレミヨトノ歌ヲ読テ奉リタリケレバ、彼娘イトマ給テ尼ニ成リテ法輪ニ籠レリ。法輪ノ尼トハ是也。

この「長能私記」は、「文選」の漢王の賦を引用して説明する。

また、「三流抄」(二六七―二六八頁)には、次のような記事も見える。

長能私記ニ云、天君雖レ可レ為ニ聖君、恐レ墮^セニ^テ執政者ニ再^ニ不^レ帰^ニ旧宅。是ハ文武天皇第七ノ王子小倉親王、賢ニマシクケレバ、受禪有ベキニテ有シヲ、聞玉ヒテ、位ニ即ナバ出離ノ道絶ナント思召テ、十九ニテ出家シ玉ヒテ…中略…還リ玉ハズ。余リニ請奉リケレバ、終ニ吉

野川ニ身ヲナゲテ死ニ玉フ。夫ヨリ世ヲノガル、事ニ云。

ここにも、儒教思想による小倉親王の行動規範が語られる。おなじく、「三流抄」(二八八頁)には、次の記事が見える。

長能私記ニ云、君子無言ニ心、其言如鉄石難権。少人有多心、其言不定似^ニ飛鳥河替^ニ淵瀬。サレバ、此川ハ淵瀬替リ易キ処也。

「長能私記」の言うところは、多く前記のような独特の解釈であり、出典や人物を指摘しても、それを史実に探ってみるとそこに辿り着けない。そのような中世的な独自の和歌解釈の世界が、「長能私記」には展開しているのである。

二 「伊勢物語」の根源

1 「阿古根浦」の秘伝と「烏羽玉」の歌の不審

さて、大明神から伝えられた二巻の秘書のうち、「阿古根浦」の方はいかなるものであったのか。

神宮文庫蔵「伊勢物語髓腦」(林崎文庫本)は、「左近権中将在原朝臣滋春謹序」として述べられた書であるが、その中にも、文徳の聖主が住吉に行幸する記事が見える。

あこねのうらの口伝イ本根作伎と。物語ニ云、太上天皇住吉に御幸なり給ふと云は、文徳天皇、天安元年正月十八日、すみよしへまうでさせ給ふ。長能の私記に云、こと

にふりうと身のけは、文徳の聖主住吉へみゆきなり給ふが、なりひらが、よみし哥をひざまづきて玉壇の上にひそかに是をたてまつるとき、かんこんあふぎ、天のめぐみ風すゞし。然に、明神たくせむにのたまはく、則、中将本意をのぶと思へり。むかしより、にしきのうらのちぎり、弁才たへなるものおほしといへども、なりひらがよめるうたは、是ほんふ(の)きやうがいのぐわんにあらず。たやすくするによしなしと神勅を蒙りて、これをはらからずして、これあこねのうらのあらはるゝはじめ也。

先に「三流抄」で「正月廿八日」とあったところが「十八日」となるのは誤記であろうが、明神が神勅を下し、「あこねのうら」を示す。ここには、「長能の私記」の名が見えており、「文徳の聖主住吉行幸」の記事がその書に記されていたことが語られている。

他方、「長能私記」は、本来、漢文体で書かれていたらしく、その引用された逸文は、稀に訓読されたものもあるが、たいてい漢文体になっている。「定家流伊勢物語註」(二五二、二五三頁)には、次の記事が見える。

本二本云トテ

長能私記云、

尋^二父^一元跡^二平城第三之皇子阿保親王第五息訪^二母^一由祖^一、桓武第八之寵姫伊豆内親王^一男也。春秋二八之歳

忝^モ拜^カ王^冠以^レ降^ニ、仕^テ文徳清和^二君^一一^ニ教^シ歳^ニ、戴^テ禁^止之^ル星霜^一、為^シ齋^宮宇^佐勅^使。兩^度行^テ神^社之^祭祠^一。朝^交雲^客於^膝、生^仁儀^之礼^一、夕^比娃^仁於^枕、示^艶色^之為^一。又云、業平即^二男女^一会^合之行^一、顯^和語^興由^之媒^一、記^一帖^之遺^筆、是^名伊^勢物^語。息^男滋^春者^一、伝^得能^艶好^一、泣^加父^公之^遺記^一。

又云、今此物語為^レ体、上^載古^撰上^招之^詞、底^構史^記漢書^之心^一。言^通五^音宗^存。法^道。間^獄實^上、

又云、若紫契^結春日^野草^葉不^絶思^一。以^二恋^涙之^方々^一。渡^二八^橋一^仰陽^成之^天子^一。語^二渡^守一^見流^二淚^浪一^者角^田河^之夕^思聞^碎衣^感一^者五^条東^之晚^空矣。

又云、不^レ烈^二王^位一^見二^条五^条一^兩后^一、不^レ憚^二神^辺一^犯龍^宮相^子二^妃一。

又云、御^手洗^河奉^幣、歎^二明^神不^受之^理一、致^朝臣^比車^表、生^死妄^見之^掟。

又云、遥^登小^利山^一者、呀^漢州^天岳^之滝^一、遠^進東^滿道^一者、逗^詞於^奥國^之境^一。

これは、「長能私記」のかなりまとまった形の逸文であり、業平の経歴、その「一帖之遺筆」(伊勢物語)を滋春に伝えたこと、その物語が「史記漢書之心」を通わせたものであること、その物語の内容、また、業平が后や齋宮を犯したこと、御手洗河で褻ぎをしたこと、東下りのことなども語られてい

る。

宮内庁書陵部蔵「伊勢物語抄」にも、「長能私記云」として、業平の「男女会合之行」のことが語られている。つまり、「阿古根浦の秘伝」とは男女の会合のことについて記したもので、「伊勢物語」のもとになる秘伝であったということになる。

「冷泉家流伊勢物語抄」では、さらに次のように言う。

抑、いもといふ事、約束ばかりにていふべからず。必あひて後いふべし。然に、業平五歳にて彼女に嫁たるといふ事不見。然は何ぞいもといふ哉。若五歳にて嫁といはば、其儀不然。陰陽記云、小男小女必七歳始嫁道といへり。されば、五歳にして嫁といふ事、ふしん也。答云、長能記云、得業平好色哉五歳語夫婦交といへり。又、或本には、長能記云、男女会合の道七歳契、業平五歳嫁事、五行陰陽之徳をあらはせりと云々。

この「陰陽記」については、先掲の『定家流伊勢物語註』にも何度か引かれているが、ここにもそれが引かれ、先の業平の「男女会合の道」を説いた「伊勢物語」は、「五行陰陽之徳」を現したものだということになる。この「或本」の説が、「謡言粗志」の「井筒」(二二六頁)の項にも、「長能私記云」として見えているのである。

また、「冷泉家流伊勢物語抄」(二九二―二九三頁)は次のように言う。

又或云、滋春少将が事を長能記云、在小将父公の遺筆に加一丁幼案チヨウアン顯シツ、小男小女の嫁、といへり。小男小女と云は、二神開発ニカミハツの時をいふと見へたり。されば、業平嫁をむねとして、いざなぎ・いざなみの始を顯と云也。

「一丁幼案」のことは後で述べるとして、ここでは、「父の遺筆」として記されていた「男女会合之行」が、具体的に二神の国生み神話のこととして語られることに注目したい。その神話は、桃園文庫蔵「伊勢物語髓」にも、「長能私記」には「として引かれているが、この中世の神話について、『三流抄』(二三三頁)は、烏羽玉説話として語る。

天地開ケ始リテケル時ヨリ出来ニケルト云ニ、二義アリ。一ツニハ、伊弉諾・伊弉冊尊夫婦神トシテ日本国ヲ作テ嫁メシ給ヒシ時、伊弉諾尊、伊弉冊尊ニ哥ヲヨミテ奉玉フ。

烏羽玉野吾黒髪毛不亂ウハツタマノノ爾爾結定余宵夜野手枕我臥ニテモ見ン

此哥々ノ最初也。

この後に、国産み神話が続くが、『三流抄』(同頁)には、さらに次の記事が続く。

問、俊頼記ニ、「大和歌ハ国常立尊ニ始ル」ト云フ。是ニハ伊弉諾尊ニ始ルト云。此相違如何。マタ、伊弉諾尊ノ哥ハ日本紀ニ見ヘタリ。国常立ノ哥ハ不見、如何。

「三流抄」は、「烏羽玉」の歌を伊弉諾尊の歌とするが、「大

和歌八国常立尊ニ始ル」という「俊頼記」の説を引いて疑問を呈するのである。その点、この「三流抄」(同頁)は、次のような解釈をしてみせる。

答云、伊弉諾尊ト云ヒ国常立ト云ハ、事ト性トノ名ニシテ、一妹二名也。仍チ一人ナル故、伊弉諾尊ノ哥ヲ国常立ノ哥ト俊頼ノ云ル、也。

すなわち、先の矛盾を、伊弉諾と国常立を一妹二名とすることによつて解消するのである。

これについて、「古今和歌集抄」(先掲拙稿)でも、「烏羽玉」の歌は、「天地ひらけはしまりける時より出来にけり」と言うのなら、「国常立尊」の歌であり、それが不審だとしている。だが、その点も、「古今和歌集抄」は、その不合理を国常立尊と伊弉諾尊が一妹であることによつて解決している。

【塵荆鈔】上(二三五―三三六頁)でも、国産み神話を語つた後、「烏羽玉」の歌について、「三流抄」、「古今和歌集抄」の説を受けてであろうか、「凡国常立ト伊弉諾ト一妹ト云事在」とするのである。

2 「父の遺筆」と「二丁の幼案」のこと

他方、「長能私記」が、業平中将の逝去について語る記事が、桃園文庫蔵「伊勢物語之抄」の奥に見える。

長能私記云、羽林発「天地」以来五十六歳、元慶第四之天

仲夏下旬之候、於洛陽城東郷告「逝去」畢。

蓬左文庫蔵「伊勢物語抄」でも、ほぼ同じ形で見えるが、業平の没年については、「尊卑分脈」に、「元慶四五廿八卒五十六」とあり、史実に合つている。

また、「長能私記」の語はないが、宮内庁書陵部蔵「玉伝深秘卷」(圖書寮、伏一―五四)にも、次のような記事が見える。

△一業平ハ淳和天皇ノ時天長二年（一〇七五）誕生シテ、元慶四年（一〇三〇）死ス。陽成院ノ御宇也。歳五十六ナリト云々。

ここでは、業平の誕生についても語られるが、この「元慶四年逝去の事」は、「定家流伊勢物語註」(二五二頁)でも、やや詳しく記される。

何ナリケル事ヲ思ヒケルトキニカト云ハ、此段種々義アリ一義ニハ元慶四年五月廿八日未剋ニ死スルニ廿七日朝此伊勢ノ二義ヲ令レ授之仁ナキアヒタ思ヒ煩テヨメリ

思事イハテソタ、ニヤミヌヘキ我トヒトシキ人シナケレハ

サレトモ子息滋春伊勢二門ノ内燈深理ヲ伝得ト云ヘリ。長能私記云ク、（一） 亜将発ニ「天地」以来五十六歳、元慶第四之天仲夏下旬之候、於洛陽城東郷告「逝去」畢ト云ヘリ。

ここには、「伊勢の二義の深理」が滋春に伝えられたことが語られている。

「長能私記」の名は見えないが、この「思事」の歌は、「塵荆鈔」上(三四六―三四七頁)にも見える。

問、伊勢物語之内、深秘ノ歌在ト云ヘリ。何ノ歌ニテ侍リケル哉。答、其コソ此道一ノ秘中ノ秘ニテ候。先此物語ト申ハ、在原中將業平御作給テ、未ダ世ニ弘メ給ハテ失ニキ。紀在経ガ女、伊勢ニ遺言シテ世上ニ伝フ。凡一部ノ内、大概ハ伊勢ガ事ヲ書給ヘリ。故ニ是ヲ伊勢物語ト名付給者也。…中略…

思フ事言ハデ只ニヤ休ナマシ我トヒトシキ人シナケレバ

トバカリニテ出給フヲ、袖ヲヒカヘテ問臬バ、伊勢ヨリトテ失ニケリ。サテハ忝モ太神宮ノ御使ト心得、其ヨリ伊勢物語トハ申共云ヘリ。

だが、これらは、「定家流伊勢物語註」が、「伊勢の二義の深理」を滋春に伝えたのに対し、「塵荆鈔」は「深秘の歌」を紀在経女が伊勢に遺言して世上に伝えたなどとするものになっている。また、「思事」の歌を詠むのも、前者が業平なのに対し、後者は太神宮になっている。その点、「塵荆鈔」上(三四八頁)には、この歌について、さらに、次の記事も見える。

問曰、思事言ハデ只ニヤ休ナマシトハ。答曰、是コソ業平、脚ノ深ク秘サシ歌ト申ス。彼脚ハ五十代平城天皇ノ孫ニ阿保親王ノ子息也。或時ハ閑麗翁ト成テ、三千七百卅二人ノ女ニ契ヲ結び、互ニ得道ノ縁トス。或説ニハ大日亦観音ノ後身ト云ヘリ。専大聖文殊トシテ竜女ガ成仏

ノ道ヲ明メタリ。

業平は、ある時は、「閑麗翁」となり、また、大日如来・観音菩薩の後身とも言われ、文殊菩薩ともなると言われる。その身で詠むのがこの歌だと言うのである。

この歌について、宮内庁書陵部蔵「玉伝深秘卷」(先掲)では、「長能私記」の名は見えないが、業平は、真雅僧正の弟子であり、「好賢」という法名をもち、胎金・胎藏の両部の奥儀を極めたが、それを人に言わないで終わったという。「塵荆鈔」では、業平は大日如来の後身と言われ、その如来の後身である業平の歌の「思事」が、真言の深義だとされることになる。このあたり、「思事」の歌について、真言の密教的立場からの解釈の合理化がなされる。

他方、「伊勢の二義」については、「滋春序」の「伊勢物語髓腦」に、次のような記事が見える。

千葉破といふ事、

…中略…まよひをみちびかむためなれば、するもせぬも、よきにもあらず、あしきにも非ず、もとよりの伊勢なれば也。この心をもて、長能が私の記によみていはく、

いせにしていせをばいかゞのぞくべき
するてのいせもいせのいせにて

此さとりをよくくたづねさとるべき也。ゆめくおほつかなき事あらむほどは、我いまださとりをえずしてありとして、万のものを、この伊勢の二儀になすべき也。

まるで、謎解きのような言葉であるが、これも「長能私記」の言葉として語られている。

他方、先に「三流抄」、「冷泉家流伊勢物語抄」でも触れたことだが、大津有一氏蔵「伊勢物語註解」でも、滋春は、「父の遺筆」に「二丁の幼案」を加えたと言われる。そして、これに似た記事は、「太鏡底容鈔」にも見える。

長能カ私記云男滋春、文公遺筆加二ヶ之紅案、セリ河、行幸、奥是也。

ここでは、「父公」(業平)が「文公」となっており、「幼案」が「紅案」になるなど、本文異同が生じており、さらに、先に指摘した「古今秘事相承之来由」(仮題)に似た記事が展開している。

また、「伊勢物語見聞書抄」上巻には、次の記事が見える。

長能ノ記云、父云ル遺筆加二打愚案一ヲト滋春イエルト書ハ、自筆本ヲカキハテズシテ、中将元慶四年五月廿八日夜半東山ニシテ逝去シヌ。于時息男滋春少将、セリ河行幸ヨリラクハ書続タリ。

この「滋春」は、「勅撰作者部類」によれば、「六位内舍人中将在原業平男」とあるが、ここでは、「滋春少将」とされる。これは先にあげた「塵荆鈔」や「冷泉家流伊勢物語抄」でも同様であり、「玉伝集和歌最頂」玉伝事末尾付記には、次の記事が見える。

此於「玉伝」者千人に一人も授る事なかれ。是は業平より

二男滋春に歌の深義を授けし中に、ゆるさずして、貞観十三年五月の勅使の時、伊勢太神宮に奉、玉のみくらに納たりしを、醍醐天皇の御時、延喜三年八月に中納言兼

勅使にて太神宮より給て帝に奉れりといへり。²³⁾
先に「少将」であつた滋春は、ここでは、「中納言」になつており、「三流抄」では伝えられるべくもなかつた「玉伝」までが太神宮より伝えられたことになつてゐる。時代とともに、次第に滋春の官職も高くなつていく過程が見える。

業平が大和言葉にした「伊勢物語」に、滋春はさらに加筆をしたという。それは、「セリ河行幸ヨリラク」であつたという。先の「三流抄」でも、「芹川ノ行幸ヨリ奥是也」と言つてゐるが、その「セリ河行幸」に相当する章段は、第百十四段の記事であろうと思われる。この章段は、初冠本の冒頭の章段を想起させる。「いとなまめいたるをんなはらから」を見て、「きたりけるかりぎぬのすそをきりて、うたをかきてやる」という男の行為に対して、この章段でも、「すりかりぎぬのたもとに、かきつけゝる」という行為が見られるからである。これは、ある意味では冒頭章段の繰り返しであり、この芹川行幸は、業平没の元慶四年からすでに七年目になつてゐる。芹川の行幸の後の章段はいかにも滋春の加筆章段にふさわしくなつてくるのである。

滋春にはあまり多くの和歌は残されていないが、「古今和歌集」には六首(内一首は作者存疑)の歌が入集しており、「新

勅撰和歌集」にも一首入集している。特に「古今和歌集」には、物名の歌が多く、壬生忠岑との歌の贈答が見える。

そして、「和歌色葉」には、「在原中将の伊勢物語、在次滋春が大和物語」とあり、「代集」物語の項にも、「滋春が大和物語このしげはるは在中將が次男、むねやながおと、也。一説ニハ伊勢が、けるともいふ。」の記事が見える。滋春は、「大和物語」の作者にも擬せられ、「伊勢物語」に加筆をするほどの滋春なら、「大和物語」の成立にも関与しておかしくはあるまいということになるのである。

結

【伊勢物語註解】(四〇頁)は、次のように言う。

長能私記云、人丸は何人ぞ。得哥^ト躰之名とかけり。これに対して、「塵荆鈔」上(二二六―二二六頁)には、この人丸について次のような答えが見える。

人丸者四十代天武天王三年甲戌、八月三日石見国戸田郡山里ト云処ニ語ノ家命ト云、民家ノ苑ニ柿木アリ。彼木ニ出現スル人也。其歳二十歳計之年齡也。家命尋云、汝ハ何人乎。答曰、我ニ家ナク来処モナク父母モナク、知処モナシ。只和歌ノ道ヲ知ル而已。家命此趣ヲ丹後ノ国司冬通ニ申。季通即帝ニ奏ス。帝悦ビ思食シテ御侍読ノ為ニ召シテ、石見ノ權守ニ任ジ、姓ヲ柿下ト賜。九月

三日右京大夫正四位下、次年春宮大夫正三位上兼幡磨守賜正二位内大臣、孝謙天皇御宇也。又人丸ト名付事ハ住吉大明神化身也。

後続の記事を省略したが、興味深い記事が続く。宮内庁書陵部蔵「玉伝神秘卷」にも、ほぼ同様の記事が見え、「冷泉家流伊勢物語抄」(三三五頁)には、さらに次の記事が見える。

長能記云、貫之得和哥之躰、有好心、其詞美也といふ。されば、なま心とは、よき心也。

「長能私記」がいう「貫之得和哥之躰」は、「(人丸)得哥躰之名」に似ている。これは、和歌の秘説を伝授された者に共通する表現であろうか。

【塵荆鈔】上(二五三頁)はさらに言う。

三人翁ト云事アリ。是ハ住吉人丸ト化シ、人丸又業平ト化シテ此道ヲ弘ム。三人一身ノ故ニ三人翁ト云ヘリ。

貫之は、業平が住吉明神より授かった「玉伝」を延喜帝經由で手にしている。貫之が人丸のごとく「得和哥之躰」とされるのもそういう論理に基づく表現であろう。つまり、それは、「玉伝」に八代集の根源を見、「阿古根浦口伝」に「伊勢物語」の根源を見る説で、さらに、その解釈の矛盾を解消するために、国常立尊と伊弉諾とを二名一躰とする。業平と住吉明神とを、さらに人丸と住吉明神とをも二名一躰としてしまふ説なのである。

こういう「長能私記」を含む作品を眺めてみると、「伊勢物

語」の注釈書関係のものは、「阿古根浦口伝」、「玉伝深秘巻」、「口中深存義」、「伊勢物語髓腦」など、冷泉為相が所持していたという「冷泉家草子目録」に、その名が見える。また、「三流抄」、「毘沙門堂本古今集注」、「冷泉家流伊勢物語抄」なども、確かではないが、それらしい注釈書がその目録に見える。そういう冷泉為相の周辺にあった注釈書が冷泉家に伝来し、能の謡曲の詞章にも取り込まれるなど、武家社会と寺院社会に幅広く伝播し、様々な変形をしながら、やがて冷泉持為の下冷泉家に伝わり、それらが持為の弟子の木戸孝範の著とおぼしい「塵荆鈔」に伝わったものかと想像されるのである。

注

- (1) 市古貞次「塵荆鈔」上、古典文庫、昭和五九年一月、二四一頁。
 - (2) 片桐洋一「中世勢語注釈書研究」オトより—冷泉家草子目録所引伊勢物語関係書をめぐって—文林、第一号、昭和四一年二月。
 - (3) 片桐洋一「中世古今集注釈書解題」二、赤尾照文堂、昭和四八年四月、二二七頁。以下、「三流抄」については、本文中に、頁数を記し、詳細な出典は省記した。
 - (4) 伊達文庫蔵「和歌師資相伝血脉譜」伊九一・二〇二—「一」など。
 - (5) 石神秀見「宮内庁書陵部蔵『金玉双義』翻刻併解題上」三田国文、第一五号、平成三年一月。
 - (6) 小山弘志・佐藤健一郎校注・訳、新編日本古典文学全集「謡曲集」一、小学館、一九九七年五月、三五頁。
 - (7) 金沢市教育委員会・金沢古典文学研究会編、金沢市立図書館蔵
- 「謡言粗志—翻刻と校異—」上巻、平成元年三月、九—一〇頁。
- (8) 稻賀敬二・森川康雄翻刻「王朝細流抄」第2集、平成九年一月。
 - (9) 拙稿「古今和歌集抄の翻刻と解題—宮内庁書陵部蔵寛永九年写本—」鳴門教育大学研究紀要、第二二巻、一九九八年三月。
 - (10) 先掲「中世古今集注釈書解題」二、三九六頁。以下、本文中に頁数を記し、詳細な出典は省記した。
 - (11) 片桐洋一「毘沙門堂本古今集注」八木書店、平成一〇年一〇月、八六—八七頁。
 - (12) 天理図書館善本叢書第五八巻「和歌物語古註續集」八木書店、昭和五七年一月、二一六頁。
 - (13) 大津有一「伊勢物語古注釈の研究」石川国文学会、昭和二九年三月、四〇頁。
 - (14) 慶応義塾大学国文学研究会編、国文学論叢第三輯「平安文学研究と資料」至文堂、昭和三四年一月所収。長尾一雄翻刻、二五二頁。読解の便のため、以下、私に句読点などを付した。
 - (15) 萩谷朴、同朋舎、一九九五年五月。
 - (16) 片桐洋一「伊勢物語の研究」資料編、明治書院、昭和四四年一月、四五—四五六頁。以下、本文中に頁数を記し、詳細な出典は省記した。
 - (17) 同「伊勢物語の研究」資料編、三三—三三頁所収。
 - (18) 先掲「伊勢物語古注釈の研究」三九頁。
 - (19) 同「伊勢物語古注釈の研究」四〇頁。
 - (20) 先掲「伊勢物語の研究」資料編、四五—四五頁。
 - (21) 牧野和夫「釋聖云撰『太鏡底容鈔』『太鏡百鍊鈔』解説・翻印—その一、『太鏡底容鈔』—」かがみ、三二—三三頁、一九九四年三月。

- (22) 『伊勢物語古注釈の研究』三九頁。宮内庁書陵部蔵「伊勢物語見聞書抄」(図書寮、一五二一九七)参照。
- (23) 日本歌学大系第四卷。
- (24) 日本歌学大系第三卷。
- (25) 日本歌学大系第五卷。

〔後記〕 本稿をまとめるに当たっては、宮内庁書陵部、今治市河野美術館、宮城県図書館伊達文庫、国文学研究資料館など、諸方面のお世話になった。記して深甚の謝意を表す。

(まつばら・かずよし 鳴門教育大学教授)